

様式第1号（第2条関係）

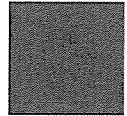
令和 6年 9月30日

恵那市長

小坂 喬峰 様

（恵那市議会議長経由）

恵那市議会議員 千 藤 安 雄



交 付 請 求 書

恵那市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

政務活動費請求金額 46,476円

但し、令和 6年 4月分 ～ 令和 6年 9月分

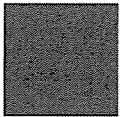


様式第 2 号（第 2 条関係）

令和 6 年 9 月 3 0 日

恵那市議会副議長
西 尾 努 様

恵那市議会議員 千 藤 安 雄



収 支 報 告 書

恵那市議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条の規定により、令和 6 年 4 月分～令和 6 年 9 月分に係る政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

政務活動費 46,476 円

2 支 出

単位：円

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	46,476	視察費等
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計	46,476	

様式第3号(手引き第4章関係)

令和6年度 恵那市議会政務活動費会計帳簿

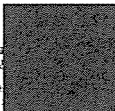
議員名 千藤 安雄

(令和6年4月1日 から 令和6年9月30日 まで)

単位 (円)

日付		整理 番号	条例別表 の項目名	摘 要	領収額	政務活動費 充当額	支出可能額 (残)
5	31	1	調査研究費	貸切バス代金	31,376	31,376	48,624
5	30	2	〃	宿泊費	15,100	15,100	33,524
合計					46,476	46,476	33,524

領収書貼付用紙

請 求 書		請求書№: 00007558-06-1-01 発行日: 令和06年05月20日	
			
新政会 様		住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1 支店: 東京都千代田区千代田 1-1-1	
当年度: 令和06年度(令和6年4月1日～令和6年3月31日)		請求書番号: 17200002023798	
請求内容: 令和06年度(令和6年4月1日～令和6年3月31日)		請求金額: 3,600円	
支払期: 令和06年06月15日(木)		支払方法: 振込	
備考:		備考:	

[illegible]

様式第5号（第5条関係）

領収書貼付用紙

年 度	令和 6 年度	項 目	調査研究費
整 理 番 号	2	議員名	千 藤 安 雄
支出の按分の状況	(按分の内容) 総額のうち 12 人で割った金額を計上 181,200 円÷12 人=15,100 円		
	(按分率) 100%		(政務活動費充当額) 15,100 円
領収書の補足説明	5 月 1 4 日及び 5 月 1 5 日の宿泊代（食事代を除く）		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

請 求 書

請求書№: 00005257-001-01
発 行 日: 令和06年05月20日

新政会 様

〒ア一: 新城市・越前市・黒部市・富山市

期: 令和06年05月14日(水)～
令和06年05月15日(木) 2泊3日

株式会社
〒500-8301
岐阜県中津
TEL: 0572-
代表取締役
担当者: 奥本 明美

登録番号: 17200002023796

このたびは弊社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。下記内容のご請求を申し上げます。

合 計	お預り金額	ご請求金額
181,200円	0円	181,200円

うち消費税 16,472円 (10%対象 181,200円 消費税 16,472円)

No.	項 目	単価	数量	金額	備 考
1	ホテルクワンシルス式生	7,100	12	85,200	宿泊費(税込)
2	アパホテル富山駅前	8,000	12	96,000	〃

領 収 証

№. 0001585
2026年5月20日

新政会 様

金額 97,181,200 円

領収 〇 (1) 支払金として (2) ツアー代金として (3) 保証代金として (4) その他(宿泊代)

印 取

宛先: 新城市 164-723
〒 500-8301
岐阜県中津
TEL: 0572-
代表取締役
担当者: 奥本 明美

上記金額正に発行

株式会社ごとう観光
〒500-8301
岐阜県中津
TEL: 0572-
代表取締役
担当者: 奥本 明美

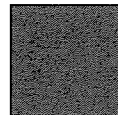
支 出 伝 票

金額 31,376 円

政務活動費として上記の金額を支出しました。

令和 6 年 9 月 3 0 日

恵那市議会議員 千 藤 安 雄



- 1 支 出 先 岐阜県中津川市蛭川 5328
株式会社 ごとう観光
- 2 支出年月日 令和 6 年 5 月 3 1 日
- 3 支出の項目 調査研究費
- 4 支出の使途 貸切バス代及び傷害保険料
- 5 領収書又はこれに準ずる書類を徴しがたい理由
研修参加者 1 2 名分の領収書を代表者が受領しているため。

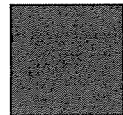
支 出 伝 票

金額 15,100 円

政務活動費として上記の金額を支出しました。

令和 6年 9月30日

恵那市議会議員 千 藤 安 雄



- 1 支 出 先 岐阜県中津川市蛭川 5328
株式会社 ごとう観光
- 2 支出年月日 令和 6年 5月30日
- 3 支出の項目 調査研究費
- 4 支出の使途 宿泊代（食事代を除く）
- 5 領収書又はこれに準ずる書類を徴しがたい理由
研修参加者12名分の領収書を代表者が受領しているため。

令和 6年 9月30日

恵那市議会副議長

西 尾 努 様

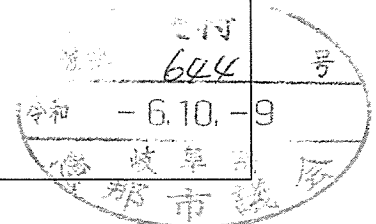
恵那市議会議員 千 藤 安

研修視察等報告書

恵那市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 令和 6年 5月14日 ～ 令和 6年 5月16日
- 2 研修視察先
5月14日：愛知県新城市
5月15日：福井県越前市、富山県黒部市
5月16日：富山県富山市
- 3 研修視察名
新政会を中心とした有志議員による行政視察
- 4 研修視察者
鶴飼伸幸、堀 光明、服部紀史、太田敦之、千藤安雄、後藤康司、
西尾 努、柘植孝彦、伊藤勝彦、山内敏敬、林 貴光、町野道明（12名）
- 5 概 要
（行政視察テーマ）
人口減少を受け入れた恵那市の将来のまちづくり～立地適正化計画～
（目的）
国では行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が平成26年度に創設されたが、恵那市においては消極的であり議会からの積極的なアプローチが必要であると考え先進地を視察するもの。
- 6 効 果
別添の通り。



様式第 1 号(手引き第 3 章関係)

令和 6 年度 恵那市議会政務活動費実施（参加）記録書

議員名 千 藤 安 雄

1. 会の名称	新政会を中心とした有志の会
2. 開催日時	令和 6 年 5 月 1 4 日 10 時 00 分～11 時 20 分
3. 会 場	新城市役所
4. 参加議員名	鵜飼伸幸、堀 光明、伊藤勝彦、服部紀史、 太田敦之、千藤安雄、後藤康司、西尾 努、 柘植孝彦、山内敏敬、林 貴光、町野道明
5. 参加人数	1 2 人
6. 内容（目的）	恵那市と同様に地域自治区制度を取り入れて各地域自治区では地域計画を策定し、市全域で地域コミュニティの維持と活性化に取り組んでいる。 計画の特徴は、地域中心核の整備や地域コミュニティの維持などについては他の計画で対応している状況であることから、この計画では主に都市拠点・副次都市拠点・居住誘導エリアにおける取組みを推進し、新城市地域公共交通計画との連携によるコンパクト＋ネットワークのまちづくりに取り組んでいるので参考としたい。

様式第 1 号(手引き第 3 章関係)

令和 6 年度 恵那市議会政務活動費実施（参加）記録書

議員名 千 藤 安 雄

1. 会の名称	新政会を中心とした有志の会
2. 開催日時	令和 6 年 5 月 1 5 日 9 時 30 分～10 時 50 分
3. 会 場	越前市役所
4. 参加議員名	鵜飼伸幸、堀 光明、伊藤勝彦、服部紀史、 太田敦之、千藤安雄、後藤康司、西尾 努、 柘植孝彦、山内敏敬、林 貴光、町野道明
5. 参加人数	1 2 人
6. 内容（目的）	「まちの顔」となる中心市街地を中心として、市民生活を豊かにする高次都市機能や地域都市機能の充実、公共交通を中心とするネットワークの構築により、まち中その周辺部および農山村部がネットワーク化されたコンパクトで持続的に発展するまち、「持続可能なネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指し施策展開をしているので参考としたい。

様式第 1 号(手引き第 3 章関係)

令和 6 年度 恵那市議会政務活動費実施(参加)記録書

議員名 千 藤 安 雄

1. 会の名称	新政会を中心とした有志の会
2. 開催日時	令和 6 年 5 月 1 5 日 15 時 00 分～16 時 20 分
3. 会 場	黒部市役所
4. 参加議員名	鵜飼伸幸、堀 光明、伊藤勝彦、服部紀史、 太田敦之、千藤安雄、後藤康司、西尾 努、 柘植孝彦、山内敏敬、林 貴光、町野道明
5. 参加人数	1 2 人
6. 内容(目的)	公共交通の活性化、公共交通沿線地区への居住の推進、中心市街地の活性化を 3 本柱として様々な施策を展開している。また、10 年以上前からコンパクト政策に取り組んできており、長期的な取り組みの展開により、居住誘導区域の人口増加や中心市街地の賑わい創出、地価の上昇による税収増加などの効果が得られている。 市独自の都市機能誘導区域を設定し、届出対象施設を明確化するとともに、市独自の補助制度を作り拠点への都市機能の誘導を図っているので参考としたい。

様式第 1 号(手引き第 3 章関係)

令和 6 年度 恵那市議会政務活動費実施（参加）記録書

議員名 千 藤 安 雄

1. 会の名称	新政会を中心とした有志の会
2. 開催日時	令和 6 年 5 月 1 6 日 10 時 00 分～11 時 20 分
3. 会 場	富山市役所
4. 参加議員名	鵜飼伸幸、堀 光明、伊藤勝彦、服部紀史、 太田敦之、千藤安雄、後藤康司、西尾 努、 柘植孝彦、山内敏敬、林 貴光、町野道明
5. 参加人数	1 2 人
6. 内容（目的）	富山市特有のコンパクトで公共交通基盤が整っている都市構造を維持しながら、能低下が進行する中心市街地の再興を促すために、『コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり』を目指したまちづくりを推進しているので参考としたい。

(別紙)

研修視察等報告書（効果）

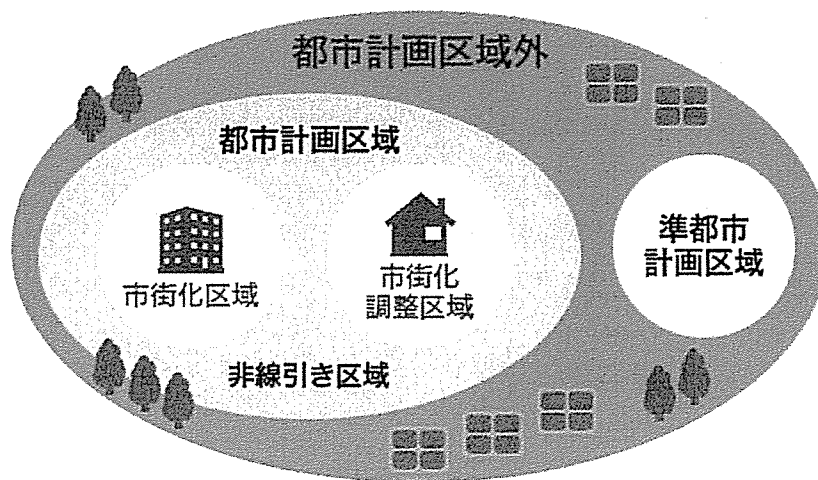
研修テーマ：人口減少を受け入れた恵那市の将来のまちづくり～立地適正化計画～

研修の目的：立地適正化計画で目指す内容及び関連施策の実施状況

事前勉強会：4月23日（火）14時30分～ 新政会控室にて

次の項目について、恵那市の現状について都市整備課から説明を受けた。

1. 計画策定の背景
2. 立地適正化計画とは
3. 策定体制（組織体制・地域意見聴取）
4. 策定スケジュール



【都市計画区域概要図】

事前の説明を受けて分かった事項

- ・平成16年度に制度化された「まちづくり交付金事業」から変遷を経て、平成26年度に「コンパクトシティの推進」を目的に制度改正がされたもの。
- ・立地適正化計画は、都市マスタープランの中に位置付けられるもので、都市計画マスタープランの高度化版である。
- ・立地適正化区域＝都市計画区域（旧恵那市）である。よって旧恵南地域は対象外となる。
- ・「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」は、基本的に市街化区域（用途指定区域）内に定める。
- ・上記誘導区域への誘導については強制力を持たないため、届出制度により誘導区域外での動きを監視し勧告等を実施する。

令和6年4月30日

恵那市議会副議長
西尾 努 様

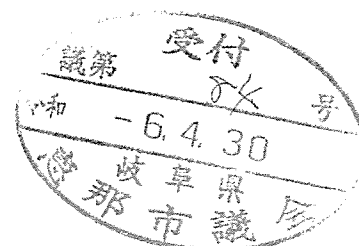
恵那市議会議員 千藤 安雄

研修・視察等届出書

恵那市議会政務活動費運用の手引きの規定により、研修・視察等届出書を提出します。

記

日 程	令和6年5月14日 ～ 令和6年5月16日
出張者	堀光明、後藤康司、鵜飼伸幸、千藤安雄、西尾努、柘植孝彦、伊藤勝彦、服部紀史、太田敦之、山内敏敬、林貴光、町野道明
用務地	5月14日：愛知県新城市 5月15日：福井県越前市、富山県黒部市 5月16日：富山県富山市
用務内容	(行政視察テーマ) 人口減少を受け入れた恵那市の将来のまちづくり～立地適正化計画～ (趣旨) 国では、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が平成26年度に創設されたが、恵那市においては消極的であり議会からの積極的なアプローチが必要であると考え先進地を行政視察するもの。 ※令和5年末現在 537 自治体（内 218 は防災指針も策定、公表）が策定し公表している。 (視察目的及び恵那市の現状) ・立地適正化計画への理解を深めるとともに関連する施策の展開状況を視察する。 ・恵那市では、令和5年度から令和7年度にかけ約2千万円（内国庫補助金約9百万円）の委託料により策定中である。 ・この計画は、恵那市の20年先のまちの姿をあらわすとても重要な計画でもあります。 ・中津川市、瑞浪市、多治見市では既に策定済みとなっている。



新 政 会 研 修 レ ポ ー ト

氏名 千藤 安雄

研修日時 令和 6 年 5 月 14 日(火) ～ 16 日(水)

研修課題

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画について

今後のまちづくりは、急激な人口減少と高齢化社会を背景に、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、公共インフラのコスト削減により、財政面及び経済面において持続可能な行政運営を可能とすることが大きな課題である。

こうした中、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで、街づくりを進めることが重要としている。

このため、平成 26 年 8 月に、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトな まちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。

尚、立地適正化計画は、居住の自由等を制限するものではなく、居住を継続することや計画で定める居住誘導区域外への転居又は転入等に対して制限を設けるものではなく、それらにすでに取組んでいる、先進市である、新城市、越前市、黒部市、富山市の 4 市を視察した。

1 新城市

総面積 499.23 k m²、8 割が森林で、自然公園の指定が多く、都市計画区域面積は 117.94 k m²、その内 市街化区域 5.36 k m² 市街化調整区域 112.58 k m² その他は都市計画区域外で恵那市とよく似ている。

計画を策定した一番の目的は、国土交通省が重点をおいている都市再生整備事業を活用するため作成する必要があった。

すでにコンパクトシティーが形成されている状況である。

居住誘導区域に定住を促進するために、住宅取得や子育て世帯、若者への奨励金制度(最大 30 万円)、空き家解体促進事業費補助金(最大 40 万円)を創設している。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりをきっかけ、交通が不便、生活利便施設が点在している状況を、安全で生活利便性の高い区域へ居住を誘導し、中心部に都市機能を誘導し、さらに、市民が各種サービスを身近に享受できるように地域交通ネットワークの強化・再構築を行い、持続可能な都市を実現するとしている。

2 越前市

総面積 230.70 k m²、平成 17 年に合併し旧武生市 13 地区、旧今立町 4 地区で誕生し都市計画区域は 122,18 k m² 用途地区 18.75 k m²と恵那市の 3 倍ほどの用途指定を行っている。

立地適正化計画の策定は、平成 26 年度より着手して、平成 28 年度に取りまとめを行い、居住誘導区域 15.39 k m²(用途地域の 82%) 都市機能誘導区域 1.63 k m²(用途地域 9%)としている。

計画策定に取組んだ一番の目的は、福井国体に向けての施設整備の財源確保の必要が有った。

中心市街地活性化基本計画が作成されており、その計画と連携させている。

誘導区域の設定は、用途地区から工業地域を除外し、準工業地域については、現状の土地利用の状況を把握し、検証を行なったうえで区域の設定を行っている。

災害危険区域は、誘導区域から除外している。

誘導地域以外の民間開発を 3,000 m² 以上しか認めていないことは、見習うことである。

3 黒部市

平成 18 年に黒部市と宇奈月町が合併し新市が誕生し、面積は 427,96 k m²、人口約 39,800 人で、その内都市計画区域は 115.95 k m² 用途地域は 6.23 k m²で、行政区域の 1.5%、人口の約 3 割が居住して、すでに、商業、医療、育育、行政等の都市機能が集積しており、比較的コンパクトな都市構造を形成している。

すでに、東西に広がる都市計画区域においては、鉄道を基軸とした公共交通及びネットワークが構築されている。

一方、用途地域外において宅地開発が進む中で、中心市街地では空き家が多く、人口減少が進行しており、活力低下が著しい状況で、このため、持続的な発展のエ

ンジンとなる中心市街地の再興を図ることとし、まちづくりの方針として「コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり」を掲げている。

立地適正化計画で定める事項を、・目標年次、防災指針、誘導施設など5項目を定め、居住誘導区域 約2,08 k²で、都市機能誘導区域 1.06 k²と定めて、この区域には、鉄道駅から800m以内を基本として、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点に維持・誘導することにより、これらの各種サービスを持続的に提供する区域としている。

4 富山市

総面積 1,241.70 k²（富山県全体の約3割）、人口約41万人（富山県全体の約4割）、海拔0mの富山湾から、2,986mの水晶岳までの、多様な地形で構成されている。

都市計画区域は、36,036 ha、市街化区域は、7,363.9 ha、市街化調整区域は、15,665.1 ha で計画されている。

平成14～16年にコンパクトなまちづくり研究会（市内研究会）を発足させ、平成15年3月議会でこれからのまちづくりの方向性を「コンパクトなまちづくり」と表明し、平成17年3月に、富山市総合的都市交通体系マスタープランを作成している。平成17年4月市町村合併を行っている。

その後、平成20年3月に都市計画マスタープランを作成し、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの方針を継承した、「富山市立地適正化計画」を、平成29年3月に策定し、令和元年1月第一回改定、令和5年11月第二回改定を行い今日に至っている。特に令和5年の改定では、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正に伴い、近年、頻発・激甚化する自然災害に対し、防災の観点を取り入れたまちづくりを推進するため、居住誘導区域内の 防災対策に関する指針である「防災指針」を立地適正化計画に位置付けている。

まさに、国の指導に先んじて コンパクトなまちづくりに取り組んでいる、モデル都市である。

ま と め

恵那市の市域は504.24 k²で、内都市計画区域は172.56 k²用途地域は5.90 k² となっている。

立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部と見なされるので、それぞれ独立したものであるが、相互に調整をとる必要がある。

恵那市においては、リニア中央新幹線開業を見据えた、まちづくりを推進する中で

スマートインターの建設、岡瀬沢地区の面整備などの都市計画を進める中で、立地適正化計画を作成しなければ、補助事業採択が困難である事業が多くある。

画決定されてから、70年近く経っても手つかずの都市計画道路計画、山林にかけた用途指定区域を、大幅に見直し、恵那市としてのまちづくりの、概念、理念等をしっかり示し、後世に嘲笑されない計画にする絶好の機会である。